

○浄化槽清掃業許可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号。以下「規則」という。）第11条第3項、第20条及び第21条の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請書の様式等)

第2条 規則第11条第1項第1号に規定する浄化槽清掃業許可申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）（別紙1-2）
- (2) 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥
- (3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録
- (7) 業種別顧客名簿
- (8) 業務経歴書
- (9) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第45条第1項第1号の規定による浄化槽管理士免状の写し
- (10) 誓約書（別紙2）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

注）(2)は、運搬車及び運搬容器の更新時には④のみ、駐車施設その他の運搬施設の建替え及び増改築時には②、③、④、⑤を添付のこと。ただし、浄化槽汚泥の収集運搬について一般廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、上記の書類・図面のうち(9)から(11)以外のものは添付を要しない。

(許可の期間及び条件)

第3条 営業許可期間は、許可の日から2年以内とする。

2 許可には、次の条件を付するものとする。

- (1) 車両及びその保管場所の清掃等、生活環境の保全上支障を生じさせない措置を講ずるよう努めること。
- (2) 近隣住民に迷惑をかけない措置を講ずること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(遵守事項)

第4条 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、次の事項を遵守すること。

- (1) 浄化槽法等関係法令及び浄化槽清掃業許可事務取扱要領を遵守し、市の指示に従うこと。
- (2) 浄化槽の清掃は、大阪府浄化槽維持管理指導要領第7章浄化槽の清掃事項の規定に従い実施すること。

- (3) 営業所内の見やすい場所に許可証を掲げること。
 - (4) 浄化槽清掃業許可車両標識証を使用車両の所定の場所に貼付すること。
- 2 前項第1号に規定する事項を遵守することについて、許可業者から誓約書（別紙2-1）を提出させるものとする。

（清掃届、実績報告書等）

第5条 許可業者は、清掃を実施する7日前までに、浄化槽清掃届（様式第2号）市長に提出するものとする。

- 2 規則第11条第2項により準用される同第10条に規定する実績報告書は、様式第2号-2とし、各月分ごとに、当該月の翌月15日までに提出するものとする。

（許可申請事項変更届出書の様式）

第6条 規則第11条第1項第2号に規定する浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（許可証再交付申請書の様式）

第7条 規則第11条第2項により準用される同第8条に規定する届出は、許可証再交付申請書によるものとし、その様式は、様式第4号のとおりとする。

（業務休（廃）業届の様式）

第8条 規則第11条第2項により準用される同第5条第1項に規定する業務休（廃）業届の様式は、様式第5号のとおりとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるものの他、浄化槽清掃業の許可について必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年3月25日から実施する。
- 2 し尿浄化槽清掃業許可事務取扱方針（昭和48年2月28日実施）（以下「旧方針」という。）は、廃止する。
- 3 旧方針様式第5号に基づき作成された用紙は、浄化槽清掃業許可事務取扱要領様式第4号の1及び様式第4号の2に基づき作成された用紙とみなし、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成5年4月1日から実施する。
- 2 旧方針様式第5号に基づき作成された用紙は、浄化槽清掃業許可事務取扱要領様式第3号の1及び様式第3号の2に基づき作成された用紙とみなし、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から実施する。

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

（あて先）豊中市長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

営業所	名 称	
	所 在 地	
	電 話	
事業の用に供する 施設の種類及び数量	事務所 棟 m ² 倉庫・駐車場 棟 m ² 運搬使用車両台数 台 運搬容器（内容： 数量： ） その他	
営業区域		

既に浄化槽清掃業の許可を有している場合（他都道府県市町村のものを含む。）にはその許可番号	都道府県・市町村名	許 可 番 号

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）（別紙1－2） 2. 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥ 3. 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類 4. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 5. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6. 法人である場合には、定時株主総会議事録・取締役会を設置している場合は取締役会議事録 7. 業種別顧客名簿 8. 業務経歴書 9. 浄化槽管理士免状 10. 誓約書（別紙2）（別紙2－2） 11. 浄化槽清掃業許可申請手数料領収証書（写） 12. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面 <p style="margin-top: 20px;">注）2は、運搬車及び運搬容器の更新時には④のみ、駐車施設その他の運搬施設の建替え及び増改築時には②、③、④、⑤を添付のこと。 但し、一般廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、上記の書類・図面のうち10から12以外のものは添付を要しない。</p>
------------------	---

申請者名 _____

年度 業種別処理計画書 (浄化槽汚泥用)

業種番号	顧客件数 (件)	槽容量合計 (m ³)	市施設推定搬入量 (kl)	備 考
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
合 計				
上記の内 合併処理 浄化槽				

業種記号別に分類し記載すること

業種別番号内訳			
① 住 宅	② アパート	③ マンション	④ 事 務 所
⑤ 店 舗	⑥ 倉 庫	⑦ 工 場	⑧ そ の 他

申請者名 _____

年度 業種別処理計画書 (し尿を含むビルピット汚泥用)

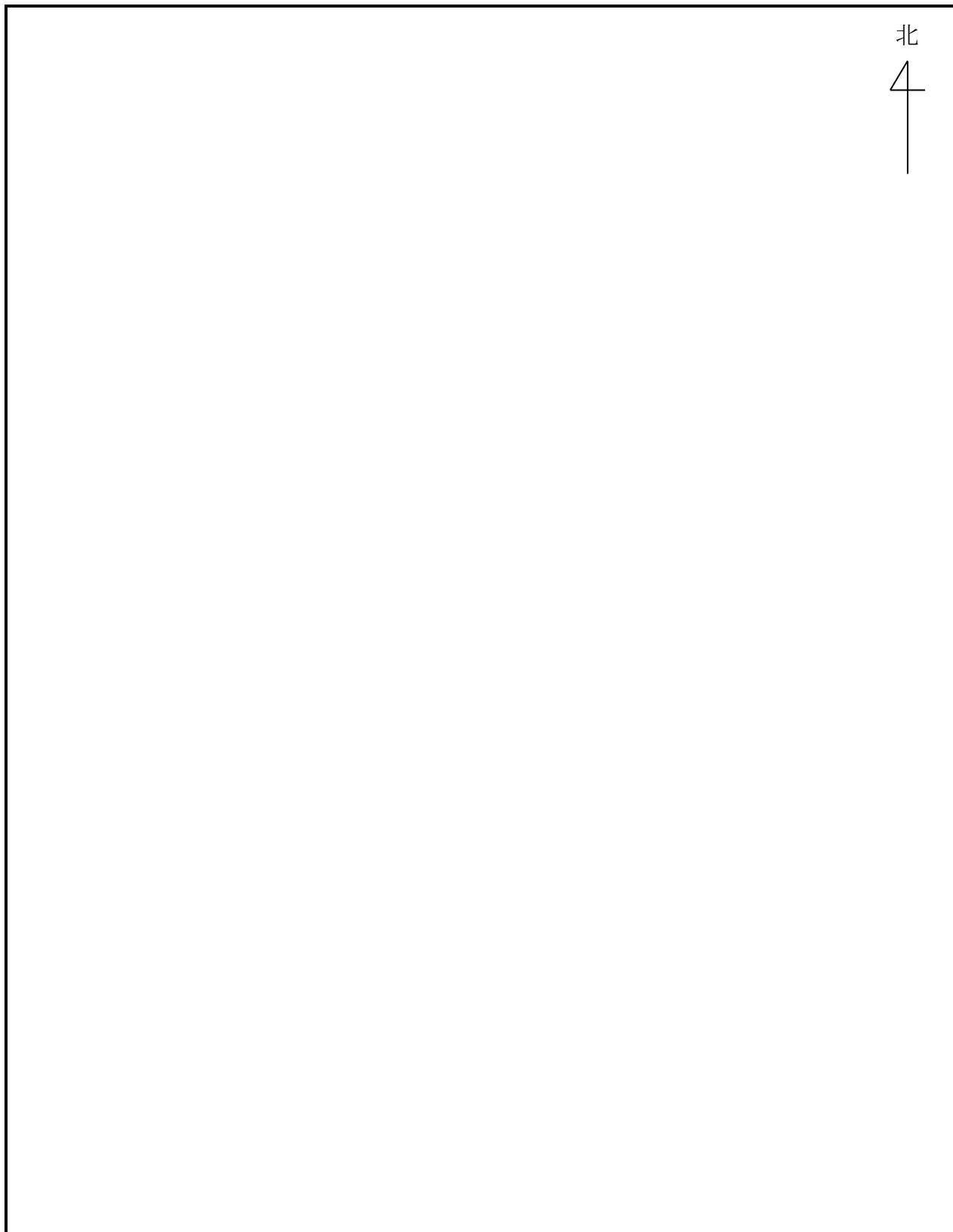
業種番号	顧客件数 (件)	槽容量合計 (m ³)	市施設推定搬入量 (kl)	備 考
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
合 計				
上記の内 合併処理 浄化槽				

業種記号別に分類し記載すること

業種別番号内訳			
① 住 宅	② アパート	③ マンション	④ 事 務 所
⑤ 店 舗	⑥ 倉 庫	⑦ 工 場	⑧ そ の 他

申請者名 _____

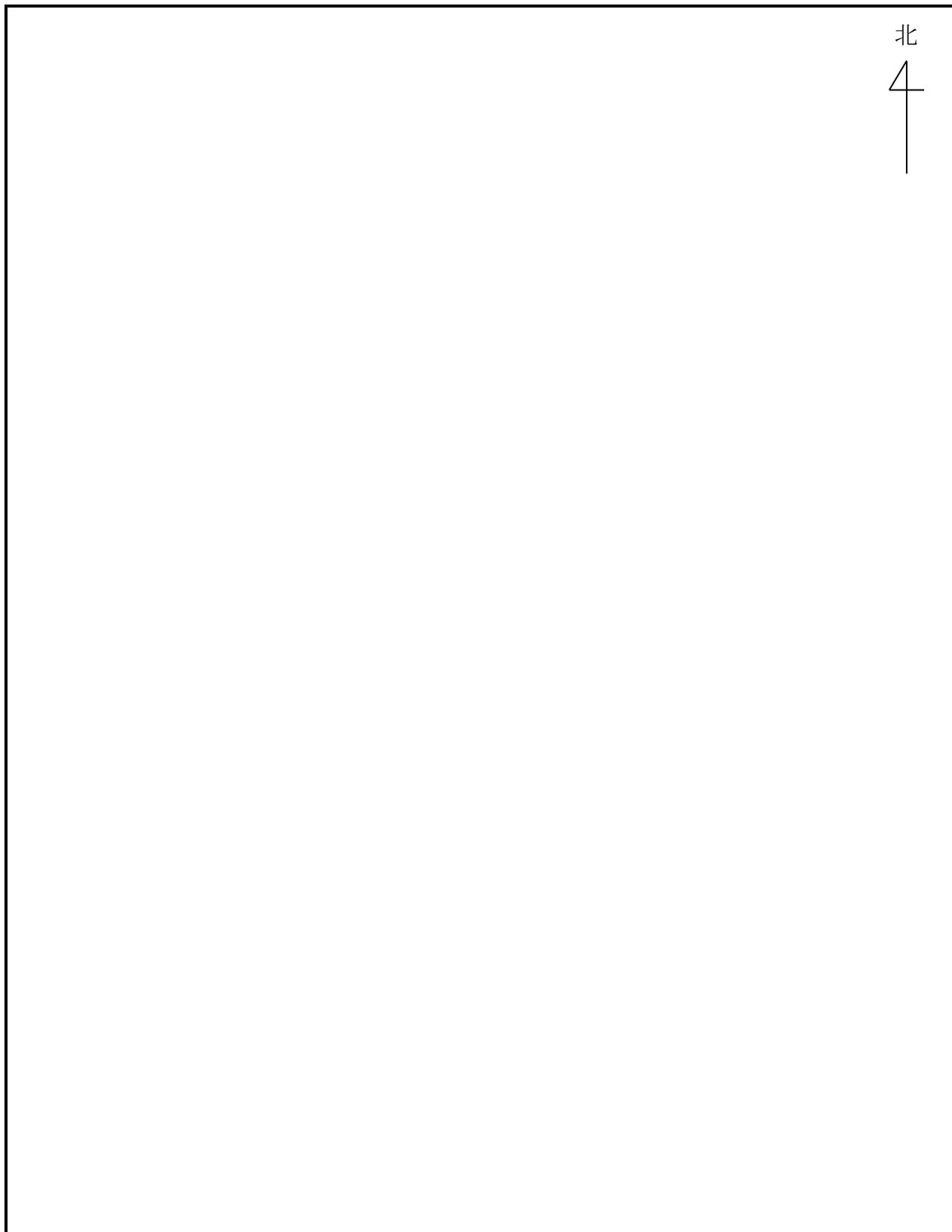
① 施設の平面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 _____

⑥ 当該施設付近の見取り図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 _____

年度 収集運搬車両一覽表

No.	車両番号	車種	最大積載量 (kg)	自重 (kg)	年式	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※ 予備車は備考欄に記入すること。

収集運搬車両の写真

車両番号		最大積載量又は能力	kg
車 両 正 面 写 真 添 付	(車両番号が確認できること)		
車 両 側 面 写 真 添 付	(全体が確認できること)		

申請者名 _____

年度 役員名簿

No.	役職名	(ふりがな)	現住所	生年月日
		名前		昭和 平成 令和 年 月 日
1				昭和 平成 令和 年 月 日
2				昭和 平成 令和 年 月 日
3				昭和 平成 令和 年 月 日
4				昭和 平成 令和 年 月 日
5				昭和 平成 令和 年 月 日
6				昭和 平成 令和 年 月 日
7				昭和 平成 令和 年 月 日
8				昭和 平成 令和 年 月 日
9				昭和 平成 令和 年 月 日
10				昭和 平成 令和 年 月 日

業 種 別 顧 客 名 簿（浄化槽汚泥用）

年 月 日現在

No.	業種記号	施設名	設置者名	設置場所	電話番号	型 式	人 槽	容 量	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

設置場所町名別・業種別に分類し記載すること。施設名欄は、①住宅については省略。

- ① 住宅 ②アパート ③マンション ④事務所 ⑤店舗 ⑥倉庫 ⑦工場 ⑧その他

業種別顧客名簿(し尿を含むビルピット汚泥用)

年 月 日現在

	業種記号	施設名	設置者名	設置場所	電話番号	型式	人槽	容量	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

設置場所町名別・業種別に分類し記載すること。施設名欄は、①住宅については省略。

- ①住宅 ②アパート ③マンション ④事務所 ⑤店舗 ⑥倉庫 ⑦工場 ⑧その他

誓 約 書

年 月 日

（あて先）豊中市長

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

私（当社）は、このたび浄化槽清掃業の許可を受けるに際し、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号イからニ及びへからヌに該当しないことを誓約します。

誓 約 書

私(当社)は、このたび浄化槽清掃業の許可を受けるに際し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)等関係法令及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年豊中市条例第5号)及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年豊中市規則第35号)を遵守し、貴市に迷惑をかけることのないよう、次のとおり誓約します。

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

記

1. 私(当社)は、浄化槽清掃業の許可業者としてその業務の公共性を自覚し、適正な業務の遂行に努めるとともに、貴市の指示に従います。
2. 社会的条件等の変化により自らの営業を維持することが困難となったときも、貴市に対して一切の補償要求はいたしません。(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年5月23日法律第31号)で定められた事項は除く。)
3. 本誓約を履行せず、又は許可条件に違反した場合には、いかなる処分を受けても異議の申立てはいたしません。
4. 業務の実施にあたり第三者に損害を与えた場合(人的、物的損害、交通事故等を含む)、貴市に迷惑をかけることなく、私(当社)の責任において解決いたします。

浄化槽清掃業

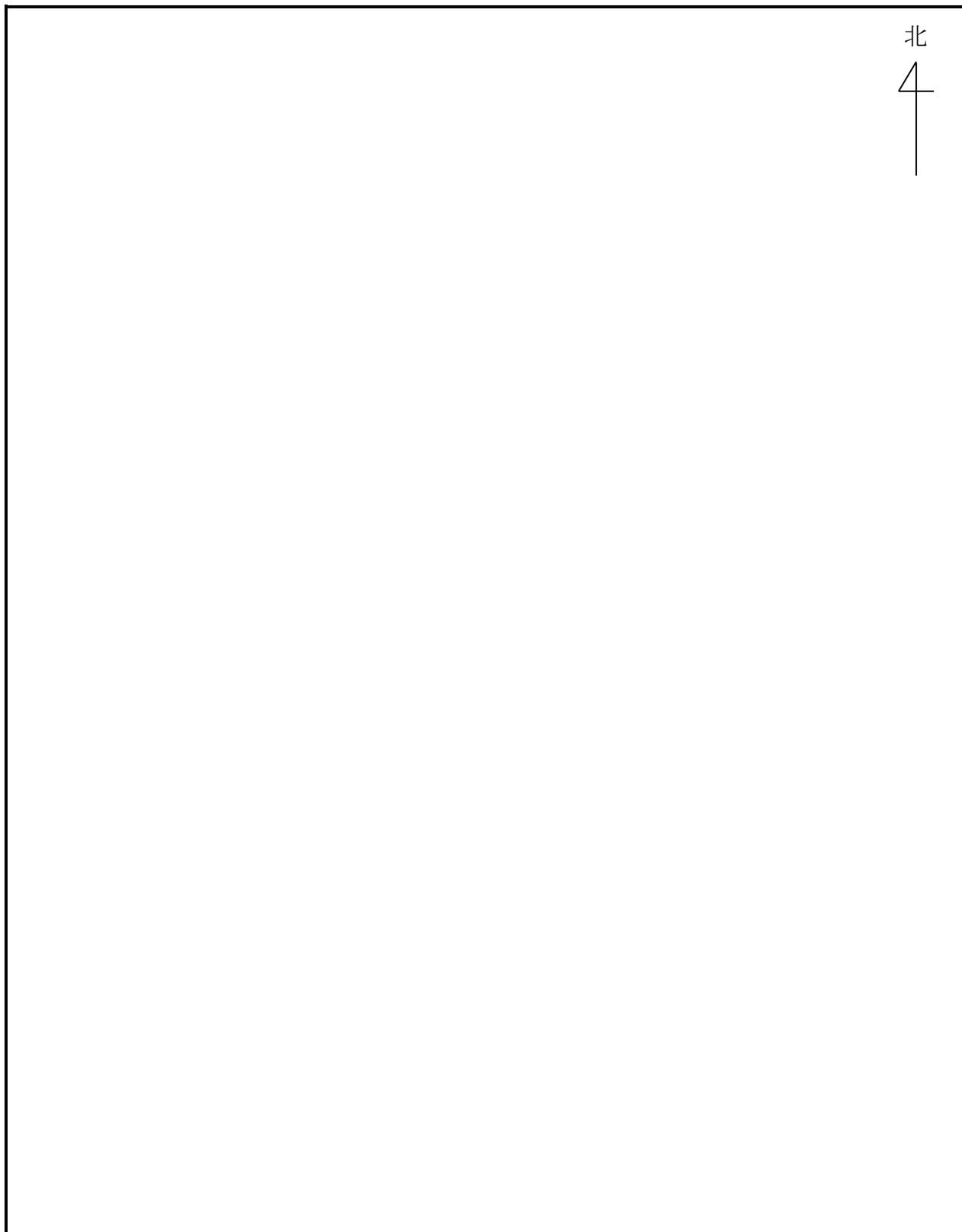
増改築時又は新規許可申請時に必要な書類

(既許可業者の許可申請時提出書類に追加するもの)

	必 要 書 類	様 式	備 考
1	施設の立面図	申請書添付書類 1 - ②	増改築時 新規
2	施設の断面図	申請書添付書類 1 - ③	増改築時 新規
3	施設の構造図	申請書添付書類 1 - ④	増改築時 新規
4	設計計算書	申請書添付書類 1 - ⑤	増改築時 新規
5	事業開始に要する資金及びその調達方法	別紙 3	新規
6	資産に関する調書	別紙 4	新規

申請者名 _____

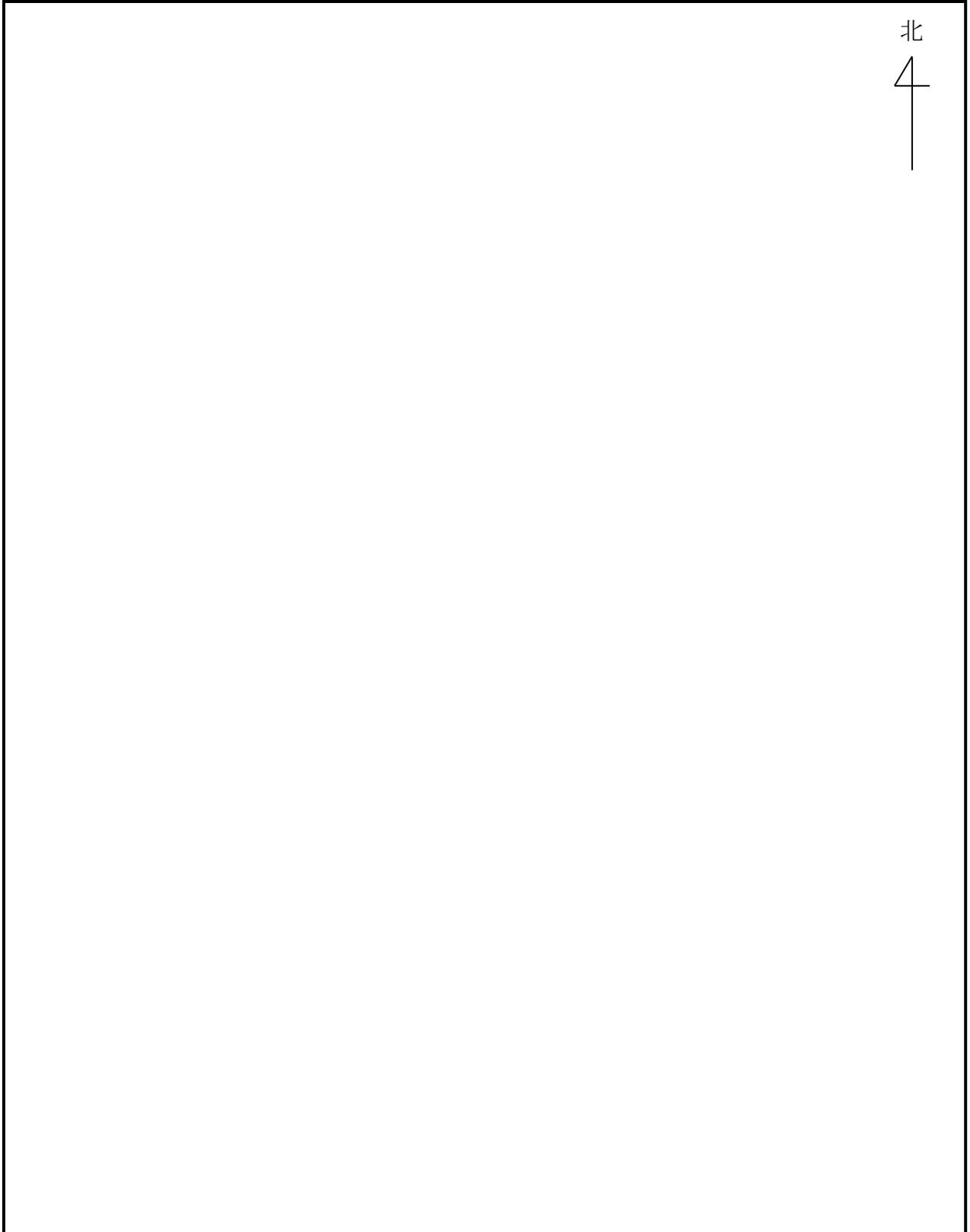
② 施設の立面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 _____

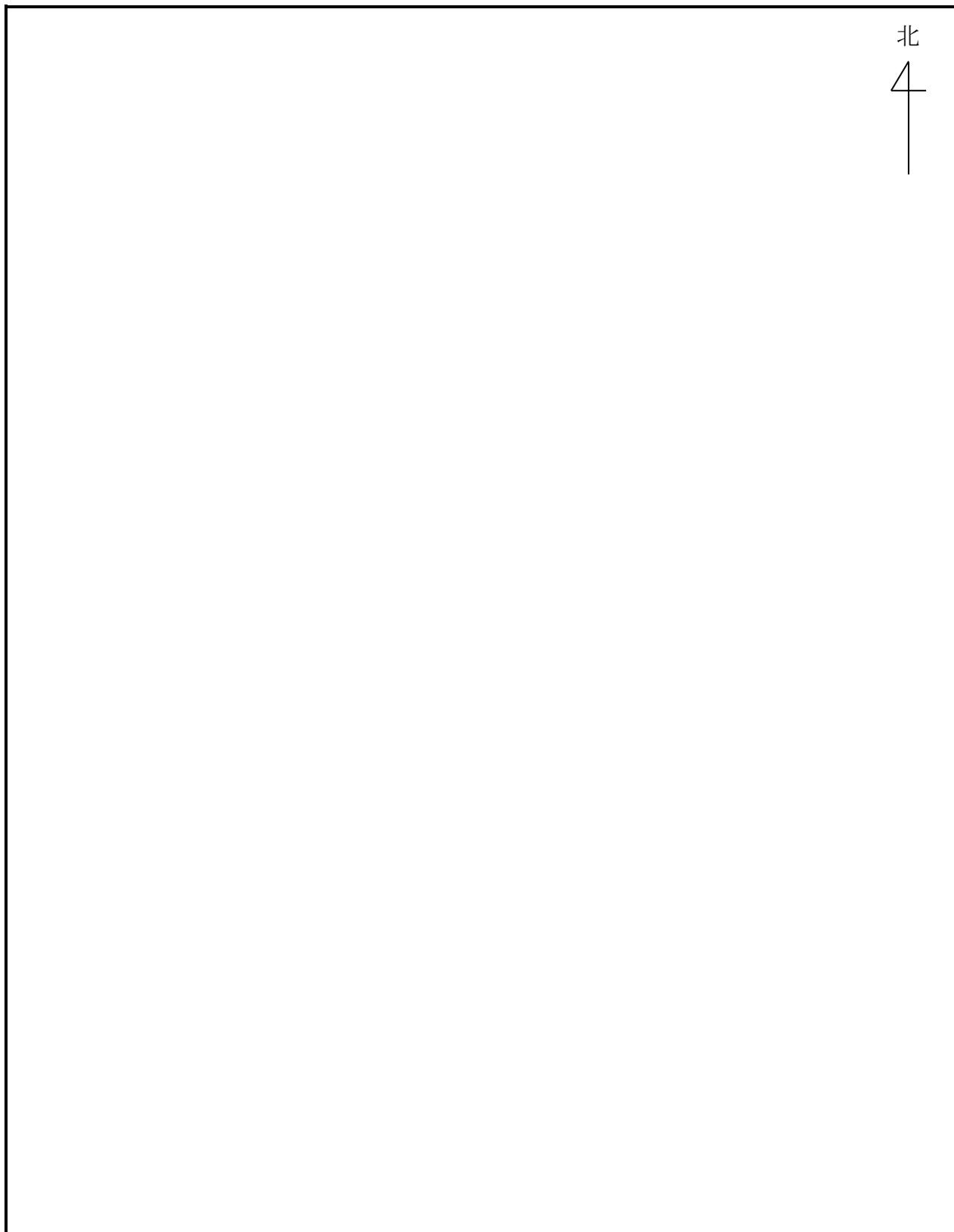
③ 施設の断面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 _____

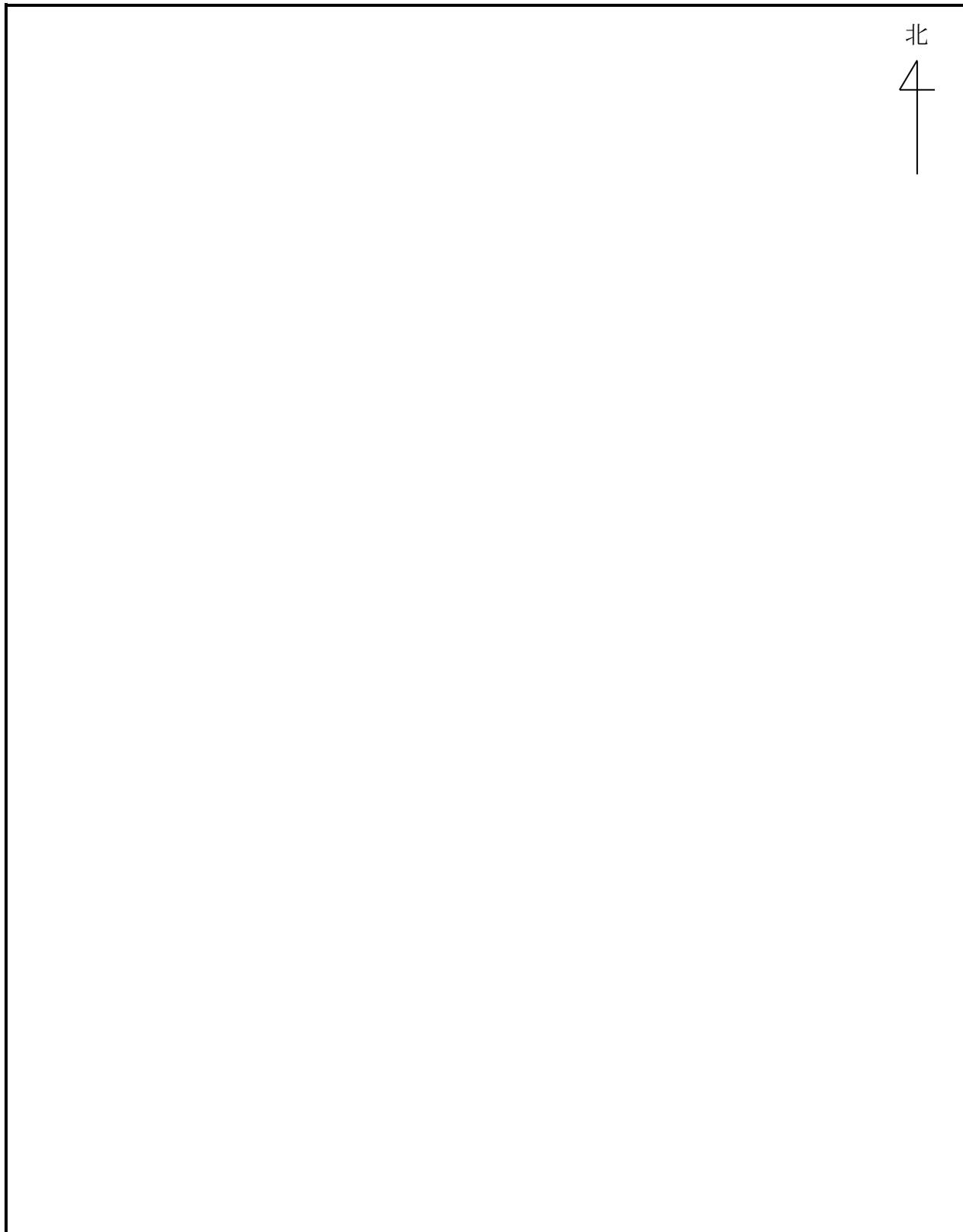
④ 施設の構造図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。
2か所以上の場合は、1施設ごとに記入のこと。

申請者名 _____

⑤ 設計計算書



北
↑

事業開始に要する資金及びその調達方法

事業開始に要する資金額		円
調達方法	自 己 資 金	円
	金 融 機 関 等 からの借入	円
	そ の 他	円

資金額の内訳

事業用不動産			
土地、建物の別	面 積 (㎡)	取得に要する資金額 (円)	取 得 又 は 完成予定日
計			

機械、器具等					
名 称	型式、能力等	数量	単価 (円)	金額 (円)	設 置 又 は 完成予定日
計					

当初運用資金	
使 途	金 額
計	

注) 内容を証する書類の提出を求められることがある。

資 産 に 関 す る 調 書

	価 格	摘 要
資 産	円	
現 金 預 金	円	
有 価 証 券	円	
未 収 入 金	円	
土 地	円	
建 物	円	
備 品	円	
権 利	円	
そ の 他	円	
	円	
計	円	
負 債	円	
借 入 金	円	
未 払 金	円	
預 り 金	円	
前 受 金	円	
そ の 他	円	
	円	
計	円	

注)「権利」とは営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

浄化槽清掃業にかかる許可申請関係以外の様式一覧

	書 類 名	様 式	備 考
1	浄化槽清掃届	様式第 2 号	
2	浄化槽清掃業務実績報告書	様式第 2 号- 2	
3	浄化槽清掃業許可申請事項変更申請書	様式第 3 号	
4	浄化槽清掃業許可証再交付申請書	様式第 4 号	
5	浄化槽清掃業業務休（廃）業届出書	様式第 5 号	

浄化槽清掃届

（あて先）豊中市長

年 月 日
整理番号 第 号

住 所
設置者又は
施設管理者 名 前
TEL

住 所
清掃業者 名 前
TEL

浄化槽清掃業許可事務取扱要領第5条第1項の規定により、下記のとおり清掃を実施しますので連署で届出します。

設 置 場 所	豊中市 丁目 番 号		
建 物 の 用 途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・倉庫・工場・その他		
建 物 の 名 称		使 用 人 員	世 帯 人
槽の形式・規模	基 準 型 特 殊 型	全 分 離 ば っ 気 型 分 離 接 触	人槽 m ³
製造メーカー名		処 理 方 法	単 独 ・ 合 併
清 掃 年 月 日	年 月 日	清 掃 料 金	円
使 用 車 両		引 出 予 定 汚 泥 量	kℓ

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第11条第2項により準用される第10条の規定により、 年 月分の業務実績を、次のとおり報告します。

清 掃 件 数	件
処 理 汚 泥 量	kl
備 考	

浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

許可申請事項を変更したので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第37条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

変更に係る書類

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）豊中市長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第11条第2項により準用される第8条の規定により、許可証の再交付を、次のとおり申請します。

許 可 番 号	号
許可年月日	年 月 日
申 請 理 由	

注意事項

1. き損、汚損の場合は、許可証を添付すること。
2. 亡失した許可証を発見した場合は、ただちに返却する。

浄化槽清掃業業務休（廃）業届出書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

年 月 日付 号で許可を受けた浄化槽清掃業にかかる以下の事項について（廃業 休業）したので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第38条及び廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第11条第2項により準用される第5条第1項の規定により届け出ます。

廃業又は休業の事業	<input type="checkbox"/> 全部の廃業	<input type="checkbox"/> 一部の廃業
	<input type="checkbox"/> 全部の休業	<input type="checkbox"/> 一部の休業
廃業年月日	年 月 日	
休業年月日とその期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
廃業又は休業の理由		

添付書類
許可証